

介護施設等防災改修等補助金交付要綱

(総則)

第1条 介護施設等における防災改修等に要する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等 次に掲げるものをいう。

ア 認知症高齢者グループホーム（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

イ 小規模多機能型居宅介護事業所（同法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所及び同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

ウ 看護小規模多機能型居宅介護事業所（同法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所をいう。以下同じ。）

エ 小規模ケアハウス（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームのうち、定員29人以下の施設をいう。以下同じ。）

オ 認知症対応型通所介護事業所（同法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

カ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（同法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所をいう。以下同じ。）

キ 生活支援ハウス（生活支援ハウス事業実施要綱第2条に規定する施設をいう。以下同じ。）

ク 施設内保育施設（市内に存する介護関連施設等を運営する者が、当該施設で雇用されている介護職員等のために設置した施設内保育施設をいう。以下同じ。）

(2) 防災改修等 次に掲げるものをいう。

ア 耐震改修。ただし、耐震診断の結果、耐震改修すべきと認定されたものに限る。

イ 施設の老朽化に伴い利用者等の安全性確保の観点から行われる大規模修繕等のうち、別表 1 左欄に掲げるもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 既存の介護施設等において防災改修等の工事（土砂災害等に備えた施設の一部改修等に係る緊急災害時用の自家発電設備の整備を除き、補助対象となる費用が 80 万円以上のものに限る。）を実施する当該介護施設等の設置者

(2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと及び当該者の役員が同条第 3 号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 賃貸借した建物で整備を行う場合は、建物所有者と事業者間で締結する賃貸借契約書中に当該補助金を活用して形成した資産の管理・所有は事業者であることを明記すること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象となる経費は、既存の介護施設等で防災改修等の工事を実施するために要する工事費及び事務費（当該工事の施工に必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいう。以下同じ。）とする。

2 別表 1（7）イの事業について、別表 2 左欄に掲げる費用。

3 次に掲げる費用については、補助の対象としない。ただし、複数年度にわたる事業であって、市長が認めた場合を除く。

(1) 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了した費用

(2) 事業者と建物所有者が事なる場合に、建物所有者が整備・改修等を行う費用

(3) 他の補助制度により、既に当該事業の経費の一部を負担し又は補助している場合

(4) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの

(5) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの

(6) 各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの

(7) 別表 1（7）イの事業について、別表 2 右欄に掲げる費用

(8) その他施設整備として適当と認められない費用

(対象事業)

第 5 条 補助事業は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

(1) 補助を受けようとする者が補助事業を行うために締結する契約が、本市の契約に係る規定に準拠して行われていること。

(2) 補助を受けようとする者が、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていないこと。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定める金額のうちいずれか低い額の範囲内とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 交付基準額

ア 小規模ケアハウス 1,540万円

イ 上記以外の事業所 773万円

(2) 実支出額 次の式により算出した額

工事費＋事務費（事務費については、工事費の2.6パーセントを限度とする。）

(交付申請)

第7条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業費内訳書（第1号様式）

(2) 案内図、配置図及び平面図

(3) 見積書の写し

(4) 工事工程表

(5) 定款

(6) 財産目録

(7) 直近の法人決算書

(8) 役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業費精算内訳書（第2号様式）

(2) 歳入歳出決算（見込）書

(3) 工事契約書等の写し

(4) 工事工程表

(5) 事業完了を確認できる写真

(6) 支払領収書の写しその他これに準ずるもの

(財産処分の制限)

第9条 規則第15条による財産処分において、市長の承認を受けて財産処分による収入があった場合、又は財産処分による廃棄等を行う場合には、補助金の全部又は一部を市に納付しなければならない。

2 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る市が指定する報告書等により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助対象者が法人の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等において消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 市長は、前号の規定による報告があった場合には、補助対象者に対し当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を第9条第2項の財産処分の制限期間に準じる期間保存しなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	ア 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 イ アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法、建築基準法等の関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法に規定する設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	ア 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 イ 緊急災害時用の自家発電設備の整備
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

（注）表中の「一定年数」は、おおむね10年とする。

別表 2（第 4 条関係）

別表 1（7）イ 緊急災害時用の自家発電設備の整備

補助対象経費	補助対象外となる経費
以下のすべての要件を満たすもの （1）専ら非常時に用いる設備とし、設置にあたり施設に付帯する工事を伴うもの （2）電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後 72 時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの （3）津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所に設置するもの （4）設置場所および設置する設備の耐震性が確保されているもの	（1）太陽光発電等の常時使用可能なもの（既存の太陽光発電設備の老朽化に伴う更新等は除く） （2）施設への付帯工事を伴わない可搬型（ポータブル）発電機 （3）左欄の条件を満たしていないもの

第 1 号様式（第 6 条関係）

事業費内訳書

区 分	費 目	金 額	備 考
補助額			
	計		
自己負担額			
	計		
合計（総事業費）			

第 2 号様式（第 7 条関係）

事業費精算内訳書

区 分	費 目	金 額	備 考
補助額			
	計		
自己負担額			
	計		
合計（総事業費）			